

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	さいきせせらぎ園居宅介護支援事業所
所在地	〒738-0222 広島県廿日市市津田854番地
介護保険事業所番号	広島県3473300089号
所長(管理者) 連絡先	甲斐京子 広島県廿日市市津田854番地 TEL0829-72-2700
通常の事業の実施地域	佐伯地域・吉和地域

2 職員体制等

職種	職務内容	人員
管理者	従業者及び業務の管理	1名(主任介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援	3名(常勤2名、非常勤1名) うち主任介護支援専門員1名

3 営業時間

区分	平日・土曜日	日曜日
営業時間	8:30~17:30	休み

(注) 年末年始(12/31~1/3)は「休み」となります。

・なお、営業時間外も24時間連絡できる体制を確保しています。

(介護支援専門員は常時携帯電話を携帯しており、緊急による相談がある場合は併設の特別養護老人ホーム職員から担当者に連絡を行います。)

4 居宅介護支援の利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、要介護認定を受けた場合は利用者の負担はありません。但し、介護保険料を滞納等により法定代理受領に該当しない場合は、次の料金になります。

居宅介護支援費(一ヶ月)

区分	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(I)(i)	1,086単位	1,411単位
※居宅介護支援費(I)(ii)	544単位	704単位
※居宅介護支援費(I)(iii)	326単位	422単位

※居宅介護支援費(I)(ii)取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。居宅介護支援費(iii)取扱件数40以上である場合において、60以上の部分について算定する

加算（1月につき）

区 分	単 位	備 考	
初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画書を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	
※入院時情報連携加算Ⅰ	250単位	利用者が病院又は診療所に入院した日（*）のうち、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。（1月に1回を限度に算定） *入院日以前の情報提供含む。 *事業所の営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	
※入院時情報連携加算Ⅱ	200単位	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（*）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。（1月に1回を限度に算定） *事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	
※通院時情報連携加算	50単位	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 （1人につき1月に1回を限度）	
※退院・退所加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
	連携1回	450単位	600単位
	連携2回	600単位	750単位
	連携3回	なし	900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を反映した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその	

		家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
特定事業所加算Ⅲ	323単位	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を加算の対象とするもの（算定要件有り）

※入院時情報連携加算については、いずれかの加算を算定する場合、他の加算は算定しない。

※退院退所加算については、初回加算を算定している場合は算定しない。

入院・入所中に1回を限度として算定する。

いずれかの加算を算定する場合、他の加算は算定しない。

利用料金

居宅介護支援費単位数と加算単位数を合計した単位数に、地域区分（10.21）を乗じた数が利用料金（円）となります。

※地域区分 廿日市市 7級地（1単位＝10.21円）となります。

（2）介護支援専門員が通常の事業の実施地域を越えた地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

5 本園の方針等

- 可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。利用者から複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。また、市町、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携を行います。

6 相談窓口、苦情対応

- 居宅介護支援に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号	0829-72-2700
	FAX番号	0829-72-2705
	窓 口	在宅課長 飛田 慎太郎 管理者 甲斐 京子
	対応時間	8:30～17:30

お客様相談コーナー	電話番号	0829-72-2703
	FAX番号	0829-72-2705
	窓 口	総務課 松尾 聡士 古井 有希
	対応時間	8:30～17:30

苦情解決第三者委員会	藤澤美百合	電話番号 080-3888-9205
	永尾 好彦	電話番号 0829-72-1871
	大西美千代	電話番号 0829-74-0553

○ 利用者からの相談・苦情対応の概要

1 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受けた総務課（窓口）は、直ちに総施設長等に報告し、聞き取りなどの方法で調査を開始します。調査にあたっては、利用者とその関係者から公正で公平な立場に立って意見等を伺います。
- (2) さいきせせらぎ園居宅介護支援事業所を統括している在宅課長は、苦情処理対策会に詳細な苦情内容を報告します。
- (3) 苦情処理対策会の組織は、総施設長を最高責任者とし、施設長、所長、事務長、各課長、その他の職員をもって構成します。
- (4) 苦情処理対策会は、在宅課長の報告と居宅介護支援提供実施職員からの事情説明、意見等をもとに協議を行い、必要な措置を講じます。また、内容によっては法人役員、評議員会に報告を行います。
- (5) 苦情内容が、県、保険者、国民健康保険団体連合会等に関連するものでは連絡、報告を行います。また、賠償等が発生するものであれば適宜法律の専門家に相談します。

2 苦情があった居宅サービス事業者への対応等

サービス事業を本法人が経営するものは前項の手順により処理を行います。本法人の経営でない場合には次のように対応します。

- (1) 利用者から苦情内容を聞き取り後、事業者からは事実関係等の聞き取りと共に後日文書での報告をもとめます。
- (2) 利用者に事業者から聞き取った内容を知らせます。この場合必要があれば事業者と共に利用者宅を訪問し事情を説明します。
- (3) 苦情内容が、県、保険者、国民健康保険団体連合会等に関連する場合は関係機関に連絡、報告を行います。
- (4) 以上についての経過や結果を記録して保管します。

3 その他の参考事項

- (1) 苦情から必要な措置が講じられるまで、迅速に対応します。
- (2) 窓口で苦情内容の優劣等の判断を行うことはありません。些細な内容と思われても必ず総施設長（施設長・所長）に報告します。
- (3) 苦情内容は必ず記録し、その後の経過、討議、処理内容等を記録します。
- (4) 苦情そのものが発生しないように、利用者に信頼を得られるよう接し、知識技能を高める研修を行います。

○ 次の機関において苦情申出等ができます。

廿日市市役所 健康福祉部高齢介護課 介護保険係	所在地 廿日市市新宮一丁目13番1号 電話番号 0829-30-9196 FAX番号 0829-20-1611 対応時間 8:30~17:15
広島県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783

7 自己評価について

(1) 年1回自己評価を実施します。

8 第三者による評価について

第三者による 評価の状況	① あり	実施日(直近)	
		評価機関の名称	
	結果の開示	1あり 2なし	
	② なし		

9 虐待防止のための措置について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10 事故発生の対応について

事業所は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、次の措置を講じます。

- (1) 速やかにご家族、市町村、関係医療関係等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1.1 本園の概要

名称・法人種別	社会福祉法人佐伯さつき会
代表者名	理事長 吉田 久美子
法人所在地・電話	広島県廿日市市津田854番地 0829-72-2700
業務の概要	高齢者総合サービスセンター
事業所	特別養護老人ホーム さいきせせらぎ園 さいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所 デイサービスセンターよしわせせらぎ園 さいきせせらぎ園居宅介護支援事業所 老人介護支援センターさいきせせらぎ園 養護老人ホーム さいきせせらぎ園 ケアハウス さいきせせらぎ園 グループホームゆうわせせらぎ園 デイサービスセンターゆうわせせらぎ園 特別養護老人ホーム 四季が丘せせらぎ園 四季が丘せせらぎ園短期入所生活介護事業所 四季が丘せせらぎ園居宅介護支援事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

〈重要事項説明書付属文書〉

1 居宅介護支援の内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう調整いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立を行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防になるよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得て居宅サービス計画の作成を行います。

※ご利用者は、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づける居宅サービス事業所について、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることや居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。（別紙参照）
- (8) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係わる介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があります。

※ご利用者は、ご利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう、求めることができます。

2 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員及び管理者は次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業者の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

居宅介護支援専門員 氏名： _____ 連絡先（電話）：0829-72-2700
管 理 者 氏名：甲斐 京子 _____ 連絡先（電話）：0829-72-2700

3 市町への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご談話ください。

4 居宅介護支援提供の記録等

- (1) 居宅介護支援の提供の内容は、「支援経過記録」に記録します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況（モニタリング）、目標達成（評価）等を行い、状況に関する記録をします。また、必要であればその写しを交付します。
- (3) 事業者は、「居宅サービス計画書」その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

5 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常の事業の実施地域を越えた地域に訪問・出張する必要がある場合には、通常の実施地域を越えた地点から旅費（実費）の支払いが必要となります。

6 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

連絡先（電話）：0829-72-2702

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等をキャンセルする場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

指定居宅介護支援事業の提供の開始に際し、「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 広島県廿日市市津田 8 5 4 番地
社会福祉法人 佐伯さつき会

説明者 _____ 印

私は、「重要事項説明書」に基づいて事業所からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援事業の提供開始に同意しました。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、本人の契約意思を確認し、契約者に代わってその署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との関係)

電話番号① _____ (自宅・その他)

電話番号② _____ (自宅・その他)

代行の理由 手指動作困難 高齢 その他 ()

令和7年4月1日